

令和7年

第6回本巢市教育委員会会議録

(令和7年5月23日)

本巢市教育委員会

第 6 回 本 巢 市 教 育 委 員 会 会 議 録

会議の場所 本巢市役所 本庁舎 3階 大会室
会 議 令和7年5月23日 金曜日 午後3時00分
出席者 教育長 川治 秀輝
教育委員 小澤 明年
教育委員 黒田 隆吉
教育委員 松浦 尚美
教育委員 藤木 節子

本委員会に職員として出席した者の職氏名

教育委員会事務局	高木 孝人	教育委員会事務局長 兼教育総務課長
	野原 徹二	参事兼社会教育課長
	脇田 純一	幼児教育課長
	新井 恒雄	学校教育課主幹
	登尾 裕美	幼児教育課主幹
	小林 恵美	学校教育課総括課長補佐
	吉田 征司	学校教育課課長補佐
	翠 巖	学校給食センター所長
	中野 徳和	社会教育課課長補佐
	廣瀬 義隆	社会教育課課長補佐

議 題

- 議第21号 議会提出議案に係る意見聴取について
(令和7年度本巢市一般会計補正予算(第1号)のうち、教育に関する事務に係る部分について)
- 議第22号 本巢市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議第23号 本巢市体育施設及び本巢市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議第24号 本巢市教育支援委員会委員の委嘱について
- 議第25号 本巢市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議第 26 号 本巢市指定無形民俗文化財の指定について

議第 27 号 本巢市指定天然記念物の指定解除について

その他

(1) 本巢市子ども・子育て会議の委嘱について

(2) 次回教育委員会開催期日について

開会 午後3時00分

- 川治教育長 : 開会を宣告した。
- 川治教育長 : あいさつ、報告の中で、①春の叙勲が発表され、東京理科大学秋山仁先生が瑞宝中綬章を受章された。②大事な力の一つに人の力を活用する力の大きさ。人が人をつないでくれて、素晴らしい人との輪が広がっていくと感じている。秋山仁先生から鬼武みゆきさんを紹介いただき、7月27日市民文化ホールで数学のまちづくり講演会鬼武みゆきコンサート「音楽たまたま箱」を開催することに繋がった。いろんな本物と出会うことができることが、子どもたちにとってとても大きな財産になる。③今、教育界の具体的な事例で不登校の課題が大きい。不登校の基準にあてはめると、不登校の割合が全国と本巢市が同じくらい。本巢の学び舎を開設し、退職職員を配置し、主に相談を受けている。不登校児童生徒111人のうち約25人通っている。心を解放する心理的安全性のある居場所になっている。給食センターを不登校の児童生徒に対して給食を食べに来てと招待状を送り、6月から週に1回給食を食べられる日を作る。児童生徒は給食費無料、保護者の送迎がある場合、保護者も一緒に食べてよく254円。④岐阜県が政策オリンピックの第1弾に防災訓練を掲げ、応募のあった防災訓練のアイデアの審査員として本巢市の中学生防災士に依頼があった。⑤本巢市にある本巢松陽高校なので、地元の子が活躍できる、地域に根ざした、地域のリーダーを育成するような高校にしたい。毎月の小中校長会に本巢松陽高校校長、岐阜第一高校副校長も参加したいとの意向を示された。

-
- 川治教育長 : 各課からの報告を求めた。
- 新井主幹 : 資料に基づき説明した。
- 川治教育長 : 大阪・関西万博は行っているのか。
- 新井主幹 : 今日、真正中学校、糸貫中学校が行っています。
- 川治教育長 : 広島研修については、市が負担しているが、広島に行くので、今年しか体験できない大阪・関西万博を今年度の2年生は見て帰って来るということです。ただ、大阪・関西万博会場はゴミ処理場の埋め立て地であったということで、ガスが出ることから行かせるのはどうなのかということがありましたが、国が進めていて、そこに行かせられない理由にできないということと、いい経験になるということで本巢市は行かせるという判断をしました。岐阜県内でも行かせないという市町村はなく、計画した学校は全て行っている。ただ、本巢市のように市が行くのを

負担している市町村はない。他の市町村は行き先を学校が判断して決めている。

黒田委員 : 下見は行っているのか。

新井主幹 : はい。

脇田課長 : 資料に基づき説明した。

野原課長 : 資料に基づき説明した。

小林総括補佐 : 質問がないことを確認。

川治教育長 : 議第21号「議会提出議案に係る意見聴取について（令和7年度本巢市一般会計補正予算（第1号）のうち、教育に関する事務に係る部分について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

高木事務局長 : 令和7年第3回本巢市議会定例会に提出する令和7年度本巢市一般会計補正予算（第1号）のうち、教育に関する事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 子ども電話相談窓口設置について補足説明をした。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第22号「本巢市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

翠所長 : 本巢市学校給食センター運営委員会の委員の組織について、連合PTA家庭教育委員長を規定しているが、当該役職が廃止されたことにより、所要の改正を行うため、資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第23号「本巢市体育施設及び本巢市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

中野課長補佐 : 外山小学校及び一色小学校の各体育館の冷暖房設備設置にあたり、新たに利用料の額を定める必要があるため、この規則を改正する

旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第24号「本巣市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

新井主幹 : 令和7年4月1日から1年間を任期とする本巣市教育支援委員会委員として、別添の者を規則第3条の規定により委嘱することについて、承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 教育支援委員会の説明を求めた。

新井主幹 : 子どもが抱える悩みなどに対して、市教育委員会と学校と一緒にあって対応していくため、教育支援委員会を組織して相談、検討していただくものです。

川治教育長 : 特別支援教育振興及び就学の適正を期するために教育支援委員会を設置するもの。児童生徒に適する学ぶ場所について考えていく委員会。委員は学校医がいる。学校や園から児童生徒の生活の様子などの情報や、検査の結果をもとに、委員の方に次年度の学びの方向づけをしていただく委員会。

小澤委員 : 名簿が付いているが、「事務局」3人は委員になるのか。

新井主幹 : 事務局なので委員ではありません。区別するなどします。

黒田委員 : 特別支援学級のことが気になっている。勤務している学校でも若干指導しづらい児童が特別支援学級へ行っている。もう少ししっかりその子の方向付けについて考えたほうがいいのではないか。

川治教育長 : 特別支援学級は新設で増えている。特別支援学級は何人で作れるのか。

新井主幹 : 8人です。

川治教育長 : 定員は8人で、9人以上になったら2クラス。1人では申請できないが、2人以上で申請できる。今年度できた学校は。

新井主幹 : 弾正小学校と一色小学校です。

川治教育長 : 弾正小学校は何人で申請したか。

新井主幹 : 1クラスできて、7人です。

川治教育長 : 1人では申請できないが、2人以上で申請できる。国から特別支援学級の教員数の割当がくる。人数が多い申請のところから新たに新設ということになると思う。県も国から教員数をもらい、増やしている。岐阜県は特別支援学級が増えている。配慮が必要な

児童生徒に生活支援員を配置している。以前は普通学級の中に配慮が必要な児童生徒に担任が関わりながらクラス担任をしていた。今は手厚くなり、普通学級に生活支援員が配置され、配慮が必要な児童生徒を生活支援員に任せ、担任は声をかけなくなっている。担任力の低下が心配される。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第25号「本巢市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

翠所長 : 本巢市学校給食センター条例施行規則第5条の規定により委嘱することについて、教育委員会の承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

黒田委員 : 19ページの連合PTA家庭教育委員長が名前が変更になるので、代表になるのか。

翠所長 : 今日、議第22号で承認をされましたので、連合PTA代表になります。

小澤委員 : 名簿も連合PTA副会長ではなく、連合PTA代表になりますか。

翠所長 : はい。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、訂正後、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第26号「本巢市指定無形民俗文化財の指定について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

中野補佐 : 調査の結果、根尾拝殿踊は越美山地南麓の拝殿踊りの芸態を伝える唯一の踊りであり、重要な文化財であるとの所見をいただき、文化財保護審議会へ諮問したところ、指定の答申があったため、指定することについて、承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

小澤委員 : お宮の拝殿で自分たちが歌い、下駄の音を鳴らして自分たちで音を奏でる。音楽を流し、お囃子があって、道で踊るのではなく、お宮の舞台の上で自分たちが歌い、下駄の音を鳴らしなが

らの盆踊りのイメージがある。それが認められたと思っている。

野原課長 : 小澤委員がおっしゃったとおり、通常私達が知っている夏の盆踊りだと櫓を中心に周りを踊る盆踊り。拝殿踊りは神社の拝殿の中で踊るといのが根尾拝殿踊であります。

川治教育長 : 神社の拝殿は大きいか。

小澤委員 : 大きくない。狭いが昔は二重になって踊ったりしていた。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第27号「本巢市指定天然記念物の指定解除について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

中野補佐 : 本巢市指定天然記念物春日神社の杉及び善永寺のモチノキについて、腐朽に伴い倒木の危険があると判断され、文化財保護審議会へ諮問したところ、解除の答申があったため、指定を解除することについて、承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 両方とも倒木の恐れがあるのか。

中野補佐 : 全国的にも街路樹等の倒木等で被害があったり、神社やお寺なので参拝者とか、春日神社については西隣に本巢診療所があるので、そういった人たちが被害に遭う前に伐採をしたいということです。

野原課長 : 天然記念物の場合は、倒れてしまってから指定解除されています。文殊の芋観桜が倒壊して指定解除しました。こういう場合は危険があるということから伐採していいという文化財保護法がありまして、危険な状態になる前に確認をし、保護措置が困難という場合も審議会にかけることができます。

川治教育長 : どちらも樹木医が確認しているか。

中野補佐 : はい。

野原課長 : 機械をつけて中を見る確認している。

田澤委員 : 市の文化財の全般を年2回くらい回って見ている中で、点検してわかったのか。

中野補佐 : 春日神社の杉は前々から相談がありまして、文化財保護審議会には譲歩で引っ張り、固定して残していく方向で話をしていましたが、やむを得ないと地元からの強い要望もありますし、昨今の倒木被害等も、台風の風も春日神社の杉は周りの樹木の伐採により当たるようになってしまった。そのため、このままだといつ倒れてもおかしくないということで、危険を予防することから伐採の方向になりました。

- 小澤委員 : 根尾地域にもいっぱいあり、杉山先生が一生懸命回ってくれている。そういう所は今後もいっぱい出てくると思われるので、定期的に点検に回っているときに危険があると見受けられるところはとっていかないといけないのではないかと思います。
- 中野補佐 : 答申の文化財保護審議会の中でも根尾の松田地域で神社の杉が指定されているが、いつ倒れてきてもおかしくないということで、保険をかけられてという話を自治会長がされた。これからはそういうものについては確認して、解除するのであれば解除する方向で進めていきたいと思います。
- 川治教育長 : 文化財の方達が定期的に回っていただいている、気づいたことを書いて、会議にいつも出してくれて、そういう意見をいただき、調べて答申いただくことになる。
- 川治教育長 : 質問はないか。
- 川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおりで承認するかを諮った。
- 川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。
-

小林総括補佐 : 日程5「その他」について

脇田課長 : (1) 本巢市子ども・子育て会議の委嘱について

本巢市子ども・子育て会議ですが、国の子ども子育て支援法で市町村で設置が努力義務とされている会議です。この会議につきましては、保育施設の利用定員の設定に関する審議や市町村の子ども・子育て支援事業計画、本巢市はこども計画ですが、その計画に策定に関する審議とか、その他市の子ども・子育て支援に関する施策総合的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議に関することの会議をします。幼児教育課につきましては、令和2年度の組織再編で教育委員会に組織されまして、以来子ども・子育て会議も幼児教育課で所管する事務でございました。令和7年4月1日から新たな任期が始まるという中で、教育委員会に幼児教育課ということもありますが、教育委員の中から1人、子ども・子育て会議に参画いただきたいと考えました。事務局で考えましたところ、この子ども・子育て会議の委員につきましては、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、子どもの保護者、その他関係行政機関の職員になりますが、こういった方々で組織しておりますので、子どもの保護者

という立場で松浦委員にお願いと御快諾いただきましたので、子ども・子育て会議に参画いただきますようお願いするものがあります。

川治教育長 : こういう会議があつて、今後教育委員の中から1人代表で出ていただく。2年任期で、2年間は松浦委員にお願いします。

小林総括補佐 : (2) 次回の教育委員会開催日について諮り、6月27日(金)午後1時30分に決定した。

小林総括補佐 : 以上で提案された案件は終了した旨を告げ、委員会を閉会とした。

閉会 午後4時20分